下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第１２条及び第２１条の規定並びに下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例（平成　２２年条例第２７号）の基本理念に則り、本市のスポーツ振興及び地域の活性化を図るため、市内における民間企業やスポーツ団体が自主的に行う、グラウンド施設及び設備並びにクラブハウスなどの活動拠点施設（以下「スポーツ施設等」という。）の新設事業又は改修事業に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 新設事業　新たにスポーツ施設等を建設し、又は既存のスポーツ施設等の全部を建て直すことをいう。

　(2) 改修事業　既存のスポーツ施設等の一部を改修することをいう。

（交付対象団体）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象団体」という。）は、次条の補助事業を行う法人（国又は地方公共団体を除く。）又は下関市スポーツ協会に加盟している団体とする。

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新設事業又は改修事業であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) スポーツ施設等の敷地が市内に存する民有地又は本市が所有する土地（未利用地の有償利用に限る。）であること。

(2) スポーツ施設等は、交付対象団体の利用に支障のない範囲で市民の利用に供することができること。

 (3) 補助金の申請をしようとする年度の２月末日までに、事業が完了すること。

(4) 補助金の交付を受けようとする交付対象団体が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

(6) その他市長が特に必要と認める条件に該当すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請及び申請期間）

第６条　補助金の交付を受けようとする交付対象団体は、下関市スポーツ施設整備費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する前に、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第１-１号）

(2) 収支予算書（様式第１-２号）

(3) 工事費見積書の写し（原則２者以上）

(4) 平面図

(5) 役員等名簿（様式第１-３号）

(6) 定款又はそれに類する規約

(7) その他市長が必要と認める書類

２　交付対象団体は、前項第３号の工事費見積書においては、原則として２者以上から見積書を徴取し、最低の価格を提示した者の見積書を採用しなければならない。

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

２　交付対象団体は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。

（交付の条件）

第８条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第９条　市長は、第７条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市スポーツ施設整備費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該補助金の交付の申請をした交付対象団体に通知するものとする。

２　市長は、第７条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市スポーツ施設整備費補助金不交付決定通知書（様式第２-１号）を当該補助金の交付の申請をした交付対象団体に通知するものとする。

（補助事業の実施）

第１０条　前条第１項の規定による通知を受けた交付対象団体（以下「実施団体」という。）は、適切に補助事業を実施しなければならない。

（申請の取下げ）

第１１条　実施団体は、第９条第１項の規定による通知を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更に係る承認の申請等）

第１２条　実施団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市スポーツ施設整備費補助金変更承認申請書（様式第３号）及び関係書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

２　実施団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

３　市長は、第１項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

４　前項の場合においては、第９条の規定を準用する。

（実績報告）

第１３条　実施団体は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して１５日以内に、下関市スポーツ施設整備費補助金実績報告書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第４-１号）

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 工事写真（施工前及び施工後のもの）

(4) 検査済証（新設事業に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１４条　市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市スポーツ施設整備費補助金交付確定通知書（様式第５号）により当該実施団体に通知するものとする。

（是正のための措置）

第１５条　市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該実施団体に対して指示することができる。

２　第１３条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第１６条　第１４条の規定による通知を受けた実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市スポーツ施設整備費補助金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１７条　市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、実施団体に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第１８条　実施団体は、補助事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して５年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１に規定する耐用年数に相当する期間のうち、いずれか長い期間これを保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第１９条　市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 不適当な方法で補助事業が実施されているとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、実施団体に対し期限を定めてその返還を命ずる。

３　前２項の規定は、第１４条の規定による補助金の額の確定があった後に

おいても適用する。

（財産の処分の制限）

第２０条　実施団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、実施団体が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

（検査等）

第２１条　市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の実施上必要な指示をし、又は第１８条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

　（下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項の同意）

第２２条　実施団体は、別紙記載の下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）による措置に係る特記事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、第６条の交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第２３条　この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、令和８年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別紙

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

　（総則）

第１条　下関市（以下この別紙において「甲」という。）と実施団体（以下この別紙において「乙」という。）は、下関市暴力団排除条例第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る補助金交付決定の取消し）

第２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業に係る補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(1) 役員等（乙が法人である場合はその役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 工事請負等の契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を工事請負等の契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（関係機関への照会等）

第３条　甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、必要な情報の提供を求め、提出された役員等名簿又はその情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（補助事業の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　乙は、自ら又はこの補助事業に係る工事請負等の契約の相手方（この条において「請負事業者」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この補助事業の適正な履行の妨害又はこの補助事業に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　甲、乙及び請負事業者は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この補助事業の履行の妨害又はこの補助事業に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助割合 | 補助限度額 |
| 新設事業 | ・工事費（本工事及び付帯工事）・設計監理費（実施設計、工事管理等） | ３／４ | ９００万円 |
| 改修事業 | ・工事費（本工事）・設計監理費（実施設計、工事管理等） | ３／４ | ４５０万円 |
| 備考 | (1) 新設事業における土地・家屋の取得に係る費用及び既存施設等の解体・撤去費用は対象外とする。(2) この要綱以外の国、県及び市の補助金・補償金並びにその他の団体等からの寄附金等がある場合、補助対象経費から当該額を控除して補助金の額を算定する。(3) 改修事業については、５０万円以上の事業を対象とする。(4) 算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 |

様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）下関市長

（申請者）

　　所在地

団体名

代表者名

下関市スポーツ施設整備費補助金交付申請書

下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　(1) 事業計画書（様式第１-１号）

(2) 収支予算書（様式第１-２号）

(3) 工事費見積書の写し（原則２者以上）

(4) 平面図

(5) 役員等名簿（様式１-３号）

(6) 定款又はそれに類する規約

様式第１-１号（第６条関係）

事業計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付対象団体区分 | 法人　・　スポーツ協会 | 補助対象事業区分 | 新設　・　改修 |
| 連絡責任者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
| 事業の内容 |  |
| 施行場所 | 下関市 |
| 着工・完成予定年月日 | 着工：　　　　　年　　　月　　　日完成：　　　　　年　　　月　　　日 |
| 市民へのスポーツ施設等開放計画 |  |
| 備考 |  |

様式第１-２号（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 申　　請　　額 | 摘　　要 |
| 本補助金 |  |  |
| 実施団体負担金 |  |  |
| 他の国県市補助金・補償金 |  |  |
| その他（寄附等） |  |  |
| 計 |  |  |

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 金　　額 | 摘　　要 |
| ・工事費・設計監理費 |  |  |
| 計 |  |  |

　※補助対象経費のみ記入すること。

様式第１-３号（第６条関係）

役員等名簿

交付対象団体名称：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名漢字 | 氏名カナ | 生年月日 | 性別 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※役員名簿については、氏名漢字（全角、姓と名の間は１マス空け）、氏名カ　ナ（半角、姓と名の間は１マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成　はH、数字は２桁半角）、性別（男性はM、女性はF）及び役職名を記載する。

　また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第２号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

下関市長　　　　　　　　　　印

下関市スポーツ施設整備費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請がありました下関市スポーツ施設整備費補助金については、下記のとおり決定したので、下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱第９条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件

　(1) 本市が定める報告書に基づき、施設等完成（改修）後の市民の利用状況報告を適宜行うこと。

(2) 当該施設等の使用料（空調設備等の実費弁償費を含む。）を徴収する場合は、下関市体育施設の設置等に関する条例（平成１７年条例第１３０号）又は下関市都市公園条例（平成１７年条例第２８９号）で定めのある使用料を参酌し、なるべく低廉で市民が利用しやすい価格とすること。

(3) 当該施設等の使用において使用者又は第三者への損害が生じた場合は、自己の費用と責任において解決に当たること。

　３　その他

下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第２-１号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

下関市長　　　　　　　　　　印

下関市スポーツ施設整備費補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請がありました下関市スポーツ施設整備費補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　補助金を交付しない理由

様式第３号（第１２条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）下関市長

（実施団体）

所在地

団体名

代表者名

下関市スポーツ施設整備費補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付の決定を受けた下関市スポーツ施設整備費補助金について、補助事業の内容を変更したいので、下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

　１　変更の内容

　　(1) 交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

　　(2) その他の変更

　２　変更の理由

　※変更内容の分かる資料（事業計画書、収支予算書、工事費見積書の写し、平面図等）を添付すること。

様式第４号（第１３条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）下関市長

（実施団体）

所在地

団体名

代表者名

下関市スポーツ施設整備費補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付の決定を受けた下関市スポーツ施設整備費補助金について、補助事業が完了したので、下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり報告します。

記

　１　補助事業の完了年月日

　２　添付書類

　　　(1) 収支決算書（様式第４-１号）

　　　(2) 工事請負契約書の写し

(3) 工事写真（施工前及び施工後のもの）

(4) 検査済証（新設事業に限る。）

様式第４-１号（第１３条関係）

収支決算書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 申請額 | 決算額 | 摘　　要 |
| 本補助金 |  |  |  |
| 実施団体負担金 |  |  |  |
| 他の国県市補助金・補償金 |  |  |  |
| その他（寄附等） |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 申請額 | 決算額 | 摘　　要 |
| ・工事費・設計監理費 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

　※補助対象経費のみ記入すること。

様式第５号（第１４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

下関市長　　　　　　　　　　印

下関市スポーツ施設整備費補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました下関市スポーツ施設整備費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱第１４条の規定により通知します。

記

１　補助金交付確定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第１６条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）下関市長

（実施団体）

所在地

団体名

代表者名

下関市スポーツ施設整備費補助金請求書

年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付額の確定を受けた下関市スポーツ施設整備費補助金について、下関市スポーツ施設整備費補助金交付要綱第１６条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 本・支店名 |  |
| 預金種別 | 普 通　　・　　当 座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |